

質 疑 回 答 書

1 件 名 校内系中学校クライアント機器等賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 教育センター 越谷市増林三丁目4番地1外46か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
<p>Q1：長期継続契約と記載ございますが、翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には、損害賠償について協議頂けるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A1：お見込みのとおりです。越谷市賃貸借契約約款（長期継続契約による特約事項）第30条第2項に記載のとおり、実損害の範囲で協議させていただくこととなります。</p> <p>なお、本市契約約款については、越谷市ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております。</p>
<p>Q2：新型コロナウイルス感染拡大等により、万が一納品遅延が発生した場合、貴市と納入会社様間で直接解決して頂き、リース会社に責はないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また指名停止等のペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A2：納品遅延等の発生時には、リース会社様が納入業者様と協議していただくこととなります。</p> <p>また、納入遅延の場合のリース会社様に対するペナルティについては、「賃貸借契約約款」第13条に基づく対応となります。さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大の理由のみによる納品遅延と認められる場合は、指名停止措置は行いません。</p>
<p>Q3：撤去については「越谷市の指定に基づいて本契約を請けた者が行うこと」との記載がありますが、撤去とデータ消去は受</p>	<p>A3：お見込みのとおりです。撤去とデータ消去は受注者の責任において、撤去・データ消去を行う会社に委託しても問題あり</p>

注者の責任において、受注者から撤去・データ消去を行う会社への委託によって実施してもよろしいでしょうか。また物件引揚げ後の作業でもよろしいでしょうか。

Q 4 : 動産総合保険は一般的な条件（保証額が低減していく）のものでよろしいでしょうか。

Q 5 : 機器明細の物件ごとの金額について開示いただけないでしょうか？

Q 6 : 満了時の物件撤去に関しては貴市で1か所に集積して頂けるという認識でよろしいでしょうか。

ません。また、受注者の責任において、物件引き揚げ後にデータ消去作業を行っても問題ありません。

A 4 : 一般的な条件で問題ありません。

A 5 : 開示の予定はありません。

A 6 : 本市での1か所の集積は、想定しておりません。設置場所から直接引き揚げを想定しております。